

第4 税率に関する調

1 税率一覧表

税目	税率	前年度の 税率	納期	条例で定める免除及び 減免事項	免税点
県民税 個人	均等割 年 2,000 円 (1,500 円) 〔あいち森と緑づくり税 500 円を含む〕 〔 () の税率は、平成 25 年度まで適用 〕 所得割 1. 課税所得金額 $\frac{4}{100}$ (名古屋市に住所を有する者 $\frac{2}{100}$) 2. 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 ア 優良住宅地等以外の譲渡所得 $\frac{2}{100}$ イ 優良住宅地等の譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 2,000 万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 2,000 万円超 32 万円 + (課税長期譲渡所得 - 2,000 万円) $\times \frac{2}{100}$ ウ その年の 1 月 1 日において所有期間が 10 年を超える一定の居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 6,000 万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 6,000 万円超 96 万円 + (課税長期譲渡所得 - 6,000 万円) $\times \frac{2}{100}$ (2) 短期譲渡所得 $\frac{3.6}{100}$ 3. 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 $\frac{2}{100}$	左に同じ 左に同じ	1. 賦課期日 1 月 1 日 2. 納期 個人の市町村民税と同じ	(減免) 個人の市町村民税に準ずる	

税目	税率	前年度の 税率	納期	条例で定める免除及び 減免事項	免税点
	配当割 支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の $\frac{5}{100}$ 株式等譲渡所得割 支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ 左に同じ	毎翌日 10 日 ただし、源泉徴収選択口座内配当等は翌年 1 月 10 日 翌年 1 月 10 日		
法人	均等割 1. 資本金等の額（資本金の額又は資本準備金の額を加えた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額））が 50 億円を超える法人（公共法人等を除く） 年 840,000 円（800,000 円） 2. 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 567,000 円（540,000 円） 3. 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 136,500 円（130,000 円） 4. 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 52,500 円（50,000 円） 5. その他の法人 年 21,000 円（20,000 円） 〔（ ）の税率は、平成 21 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度まで適用〕	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 公益法人等で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日	（減免） 下記のうち知事が必要と認める者 1. 公益社団法人又は公益財団法人 2. 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体 3. 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人 4. 天災その他特別の事情により被害を受けた者	

税目	税率	前年度の 税率	納期	条例で定める免除及び 減免事項	免税点
	法人税割 $\frac{1.8}{100}$ $\left(\begin{array}{l} \text{資本金の額または出資金の額} \\ \text{が 1 億円以下で、かつ、法人税} \\ \text{額が年 1,500 万円以下のもの} \\ \frac{1.0}{100} \end{array} \right)$	左に同じ			
利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月 10 日		
事業税 個人	1. 第一種事業 所得の $\frac{5}{100}$ 2. 第二種事業 所得の $\frac{4}{100}$ 3. 第三種事業 (1) 法第 72 条の 2 第 10 項第 5 号及び 7 号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ (2) その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第 1 期 8 月 31 日 第 2 期 11 月 30 日 年の中途にお いて事業を廃 止したとき 知事が定め る日	(免除) 1. 生活保護法の規定に よる生活扶助又は生 業扶助を受ける者 2. 過疎地域内において 租税特別措置法第 12 条第 4 項の表の第 1 号の規定の適用を受 ける設備であつて、条 例の規定によるもの 3. 過疎地域内において 畜産業又は水産業を 行う者で条例の適用 を受けるもの (減免) 下記のうち知事が必 要と認める者 (1) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者 (2) 貧困により生活の ため公私の扶助を受 ける者 (3) 法施行令第 7 条各 号に掲げる障害者で 生活が困難であるも の (4) (2) 及び (3) 以 外の者で生活が困難 であるため事業税の 負担が著しく困難で あるもの	

税目	税率	前年度の 税率	納期	条例で定める免除及び 減免事項	免税点
	2. 貨物割 課税貨物に係る消費税額の $\frac{22}{78}$	左に同じ	課税貨物を保 税地域から引 き取る日		
不動産 取得税	価格の $\frac{4}{100}$ (平成 20 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの住宅又 は土地の取得 $\frac{3}{100}$)	左に同じ	知事が定める 日	(減免) 天災等により災害を 受けた者等のうち知 事が必要と認めるも の (免除) 過疎地域内において 租税特別措置法第 12 条第 4 項の表の第 1 号又は第 45 条第 3 項 の表の第 1 号の規定 の適用を受ける家屋 及びその敷地である 土地であって、条例の 規定によるもの	課税標準に ついて 土地 10 万円未満 家屋（建築 分） 23 万円未満 家屋（その 他） 12 万円未満
県たば こ税	1,000 本につき 1,070 円	左に同じ	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の目的 で行われる輸出業者 に対する売渡し 2. 本邦と外国との間を 往来する本邦の船舶 又は航空機に船用品 又は機用品として積 み込むための売渡し 3. 品質悪変又は破損等 のため販売に適しな いと認められる製造 たばこの廃棄 4. 既にたばこ税を課さ れた製造たばこの売 渡し又は消費等	

税目	税率	前年度の 税率	納期	条例で定める免除及び 減免事項	免税点
ゴルフ 場利用 税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 〔 1. 65歳以上70歳未満の者の利用 2. 一定の競技会による利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2分の1の税率を適用 〕	左に同じ	毎翌月末日		
軽油引 取税	1klにつき 32,100円 〔 当分の間の税率 本則は1klにつき 15,000円 〕	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	
自動車 税環境 性能割	別表4のとおり	別表5のとおり	別表6のとおり		取得価額について 50万円以下
自動車 税種別 割	別表7のとおり	別表8のとおり	別表9のとおり		
鉱区税	1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 (1) 試掘鉱区 100アール毎 年額 200円 (2) 採掘鉱区 100アール毎 年額 400円 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎 年額 200円 3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の $\frac{2}{3}$ (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。	左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月15日～ 5月31日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の 税率	納期	条例で定める免除及び 減免事項	免税点
固定資 産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納期 (1) 第1期 4月1日～ 4月30日 (2) 第2期 7月1日～ 7月31日 (3) 第3期 12月1日～ 12月25日 (4) 第4期 2月1日～ 2月末日	(減免) 天災その他特別の事 情により被害を受け た者のうち知事が必 要と認めるもの (免除) 過疎地域内において 租税特別措置法第12 条第4項の表の第1 号又は第45条第3項 の表の第1号の規定 の適用を受ける償却 資産で条例の規定に よるもの	
狩猟税	別表10のとおり	左に同じ	1. 賦課期日 狩猟者の登 録を受ける 日 2. 普通徴収 の方法によ る場合の納 期は知事が 定める日	(減免) 下記のうち知事が必 要と認めるもの 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者 2. 貧困により生活 のため公私の扶助 を受ける者	
産業廃 棄物税	1. 最終処分場に搬入する場合 重量1トンにつき 1,000円 2. 自らの産業廃棄物を自ら設置 する最終処分場に搬入する場合 重量1トンにつき 500円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事 情により被害を受け た者のうち知事が必 要と認めるもの	

別表 1 法人事業税の税率（令和 5 年度）

区分	法人の種類	適用区分	税率（ ）は標準税率		標準税率が適用 される法人	
			令和2年4月1日～ 令和4年3月31日 開始事業年度	令和4年4月1日～ 開始事業年度		
所得金額課税法人	普通法人 資本金の額又は出資金の 額が1億円以下の法人 公益法人等・人格 のない社団等を含 む	所得割	年400万円以下の所得金額	3.65%（3.5%）	資本金の額又は出資 金の額が1億円以下 で、かつ、年所得 5,000万円以下の法 人(公益法人等及び人 格のない社団等に あつては年所得5,000 万円以下のもの)	
			年400万円を超え年800万円以 下の所得金額	5.519%（5.3%）		
			年800万円を超える所得金額	7.288%（7.0%）		
			資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上で、3以上の都 道府県に事務所・事業所を有す る法人			
	特別法人 協同組合・医療法 人など	所得割	年400万円以下の所得金額	3.65%（3.5%）	年所得5,000万円以 下の法人	
			年400万円を超える所得金額	5.098%（4.9%）		
資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上で、3以上の 都道府県に事務所・事業所を 有する法人						
収入金額課税法人	電気（下欄の事業を除 く）・導管ガス供給業、保 険業を行う法人	収入割	収入金額	1.039%（1.0%）	資本金の額又は出資 金の額が1億円以下 で、かつ、収入金額が	
	収入金額		0.789%（0.75%）	年4億円以下の法人		
	電気供給業（小売電気事 業等、発電事業等及び特 定卸供給事業）を行う法 人	所得割		1.85%	—	
		付加価値割		0.37%	—	
		資本割		0.15%	—	
	特定ガス供給業を行う法 人	収入割		1.039%（1.0%）	0.519%（0.48%）	資本金の額又は出資 金の額が1億円以下 で、かつ、収入金額が 年4億円以下の法人
		付加価値割		—	0.77%	—
		資本割		—	0.32%	—
	外形標準課税対象法人	各事業年度末の資本金の 額又は出資金の額が1億 円を超える法人	所得割	年400万円以下の所得金額	0.514%（0.4%）	1.216%（1.0%）
年400万円を超え年800万円 以下の所得金額				0.865%（0.7%）		
年800万円を超える所得金額				1.216%（1.0%）		
3以上の都道府県に事務所・ 事業所を有する法人						
付加価値割			1.2144%			
資本割			0.506%			

別表2 法人事業税の税率（令和4年度）

区分	法人の種類	適用区分		税率（ ）は標準税率		標準税率が適用 される法人
				令和2年4月1日～ 令和4年3月31日 開始事業年度	令和4年4月1日～ 開始事業年度	
所得金額課税法人	普通法人 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 公益法人等・人格のない社団等を含む	所得割	年400万円以下の所得金額	3.65%（3.5%）		資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、年所得5,000万円以下の法人(公益法人等及び人格のない社団等)にあつては年所得5,000万円以下のもの)
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	5.519%（5.3%）		
			年800万円を超える所得金額	7.288%（7.0%）		
			資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人			
	特別法人 協同組合・医療法人など	所得割	年400万円以下の所得金額	3.65%（3.5%）		年所得5,000万円以下の法人
			年400万円を超える所得金額	5.098%（4.9%）		
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人						
収入金額課税法人	電気（下欄の事業を除く）・導管ガス供給業、保険業を行う法人	収入割	収入金額	1.039%（1.0%）		資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人
	収入金額		0.789%（0.75%）			
	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人	所得割	1.85%		—	
		付加価値割	0.37%		—	
		資本割	0.15%		—	
	特定ガス供給業を行う法人	収入割	1.039%（1.0%）	0.519%（0.48%）	資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	
		付加価値割	—	0.77%	—	
		資本割	—	0.32%	—	
	外形標準課税対象法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得割	年400万円以下の所得金額	0.514%（0.4%）	1.216%（1.0%）
年400万円を超え年800万円以下の所得金額				0.865%（0.7%）		
年800万円を超える所得金額				1.216%（1.0%）		
3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人						
付加価値割			1.2144%			
資本割		0.506%				

別表3 法人事業税の納期

1. 法第72条の25第1項、法第72条の28第1項又は第72条の29第1項の法人	各事業年度終了の日から2月以内
〔申告期限の延長〕	
1. 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合	知事が指定した日まで
2. 定款等の定めによる等の理由により決算について定時総会が招集されない場合	
（1）定款等の定めにより事業年度終了の日から2月以内に定時総会が招集されない場合	3月以内
（2）会計監査人がおり、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日から3月以内に定時総会が招集されない場合	3月を超え6月を超えない範囲で指定する月数
（3）特別の事情により事業年度終了の日から3月以内に定時総会が招集されない場合	3月を超える指定する月数
3. 通算法人の定款等の定めによる等の理由により期限までに申告納付することができない場合	
（1）定款等の定めにより事業年度終了の日から2月以内に定時総会が招集されない場合等	4月以内
（2）会計監査人がおり、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日から4月以内に定時総会が招集されない場合	4月を超え6月を超えない範囲で指定する月数
（3）特別の事情により事業年度終了の日から4月以内に定時総会が招集されない場合等	4月を超える指定する月数
2. 法第72条の26第1項の法人	事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
3. 法第72条の29第3項の法人	各事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、行われる日の前日まで)

別表4 自動車税環境性能割の税率（令和5年度）

※ 各税率の()内は令和5年12月31日までの税率

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割	
				自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車 (燃料電池車を含む)	—	—		0%		0%	
天然ガス自動車	平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)又は 平成21年排出ガス基準10%低減						
プラグインハイブリッド自動車	—						
クリーンディーゼル乗用車	平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12(2030)年度燃費基準(令和2(2020)年度燃費基準を達成しているものに限る)	85%	0%		—	
			80%	1%(0%)	0%		
			70%	2%(0%)	0.5%(0%)		
			60%	3%(0%)	1%(0%)		
	上記以外			3%	2%		
ガソリンハイブリッド乗用車 LPG乗用車 ガソリン乗用車	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和12(2030)年度燃費基準(令和2(2020)年度燃費基準を達成しているものに限る)	85%	0%		0%	
			80%	1%	0%		
			75%	2%(1%)	0.5%(0%)	1%(0%)	0.5%(0%)
			70%	2%	0.5%	1%	0.5%
			65%	3%(2%)	1%(0.5%)	2%(1%)	1%(0.5%)
			60%		1%		
			55%	3%	2%	2%	2%(1%)
	上記以外						2%
ガソリンハイブリッドバス(2.5t以下) ガソリンバス(2.5t以下) ※令和5年12月31日まで	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2(2020)年度燃費基準	+5%	(0%)		—	
			達成車	(1%)	(0.5%)		
		平成27(2015)年度燃費基準	+15%	(2%)	(1%)		
	上記以外			(3%)	(2%)		
ガソリンハイブリッドトラック(2.5t以下) ガソリントラック(2.5t以下)	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成	(令和6年1月1日以降) 令和4(2022)年度燃費基準	+5%	0%		0%	
			達成車	1%	0.5%		
			95%	2%	1%	2%	1%
		平成27(2015)年度燃費基準	+25%	3%(0%)	2%(0%)	2%(0%)	
			+20%	3%(1%)	2%(0.5%)	2%(1%)	2%(0.5%)
			+15%	3%(2%)	2%(1%)	2%	2%(1%)
	上記以外			3%	2%		2%
ガソリンハイブリッドバス(2.5t超～3.5t以下)※ ガソリンバス(2.5t超～3.5t以下)※ ※令和6年1月1日以降は3.5t以下	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2(2020)年度燃費基準	+5%	0%		—	
			達成車	1%(0%)	0.5%(0%)		
		平成27(2015)年度燃費基準	+15%	3%(0%)	2%(0%)		
			+10%	3%(1%)	2%(0.5%)		
	+5%		3%(2%)	2%(1%)			
	★★★ 平成30年排出ガス基準25%低減達成又は 平成17年排出ガス基準50%低減達成	令和2(2020)年度燃費基準	+10%	0%			
			+5%	1%(0%)	0.5%(0%)		
			達成車	2%(0%)	1%(0%)		
		平成27(2015)年度燃費基準	+15%	3%(1%)	2%(0.5%)		
			+10%	3%(2%)	2%(1%)		
上記以外			3%	2%			

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割	
				自家用	営業用	自家用	営業用
ディーゼル ハイブリッドバス (2.5ト超～3.5ト以下)※ ディーゼルバス (2.5ト超～3.5ト以下)※ ※令和6年1月1日以 降は3.5ト以下	平成30年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減	令和2(2020)年度燃費基準	+5%	0%		—	
			達成車	1%(0%)	0.5%(0%)		
		平成27(2015)年度燃費基準	+15%	3%(0%)	2%(0%)		
			+10%	3%(1%)	2%(0.5%)		
	平成21年排出ガス 基準適合	令和2(2020)年度燃費基準	+5%	3%(2%)	2%(1%)		
			+10%	0%			
		達成車	+5%	1%(0%)	0.5%(0%)		
			達成車	2%(0%)	1%(0%)		
	平成27(2015)年度燃費基準	+15%	3%(1%)	2%(0.5%)			
+10%		3%(2%)	2%(1%)				
上記以外				3%	2%		
ガソリン ハイブリッドトラック (2.5ト超～3.5ト以下) ガソリントラック (2.5ト超～3.5ト以下)	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	(令和6年1月1日以降) 令和4(2022)年度燃費基準	達成車	0%		—	
			95%	1%	0.5%		
		平成27(2015)年度燃費基準	+15%	3%(0%)	2%(0%)		
			+10%	3%(1%)	2%(0.5%)		
	★★★ 平成30年排出ガス 基準25%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準50%低減達成	(令和6年1月1日以降) 令和4(2022)年度燃費基準	+5%	0%			
			達成車	1%	0.5%		
		平成27(2015)年度燃費基準	95%	2%	1%		
			+20%	3%(0%)	2%(0%)		
		+15%	3%(1%)	2%(0.5%)			
		+10%	3%(2%)	2%(1%)			
	上記以外				3%		2%
	ディーゼル ハイブリッドトラック (2.5ト超～3.5ト以下) ディーゼルトラック (2.5ト超～3.5ト以下)	平成30年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減	(令和6年1月1日以降) 令和4(2022)年度燃費基準	達成車	0%		—
95%				1%	0.5%		
平成27(2015)年度燃費基準			+15%	3%(0%)	2%(0%)		
			+10%	3%(1%)	2%(0.5%)		
平成21年排出ガス 基準適合		(令和6年1月1日以降) 令和4(2022)年度燃費基準	+5%	0%			
			達成車	1%	0.5%		
		平成27(2015)年度燃費基準	95%	2%	1%		
			+20%	3%(0%)	2%(0%)		
		+15%	3%(1%)	2%(0.5%)			
		+10%	3%(2%)	2%(1%)			
上記以外				3%	2%		
ディーゼルハイブリッド バス・トラック(3.5ト超) ディーゼル バス・トラック (3.5ト超)		平成28年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減	平成27(2015)年度燃費基準	+15%	0%		
	+10%			1%(0%)	0.5%(0%)		
	+5%			2%(1%)	1%(0.5%)		
	達成車			3%(2%)	2%(1%)		
	上記以外				3%	2%	

○ バリアフリー・ＡＳＶ特例（新車新規登録に限る）

対象自動車		控除額	対象期間
バ リ ア フ リ ー	ノンステップバス	1,000 万円	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
	リフト付きバス（乗車定員 30 人以上の空港アクセスバス）	800 万円	
	リフト付きバス（乗車定員 30 人以上）	650 万円	
	リフト付きバス（乗車定員 30 人未満）	200 万円	
	ユニバーサルデザインタクシー	100 万円	
Ａ Ｓ Ｖ 特 例	側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキを搭載した 8 ｾﾝ超のトラック（被けん引車を除く。）	350 万円	令和5年4月1日から
	側方衝突警報装置を搭載した 8 ｾﾝ超のトラック（被けん引車を除く。）	175 万円	令和6年4月30日まで
	衝突被害軽減ブレーキを搭載したバス等（※）	175 万円	令和5年4月1日から
	衝突被害軽減ブレーキを搭載した 3.5 ｾﾝ超のトラック（被けん引車を除く。）	175 万円	令和7年3月31日まで

※ バス等とは、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員 10 以上のもの（立席を有するものを除く。）をいう。

別表5 自動車税環境性能割の税率（令和4年度）

※ 令和2年度燃費基準を達成しているものに限る

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割		
				自家用	営業用	自家用	営業用	
電気自動車 (燃料電池車を含む)	—	—		0%		0%		
天然ガス(CNG) 自動車	平成 30 年排出ガス 基準適合 (3.5t以下の自動車) 又は 平成 21 年排出ガス 基準 10%低減達成							
プラグイン ハイブリッド自動車	—							
クリーン ディーゼル乗用車	平成 30 年排出ガス 基準適合 又は 平成 21 年排出ガス 基準適合	令和 12 (2030)年度 燃費基準 (※)	85%達成			2%		
			75%達成					
			65%達成					
			60%達成					
	上記以外			3%	2%			
ガソリン ハイブリッド乗用車 LPG乗用車 ガソリン乗用車	★★★★ 平成 30 年排出ガス 基準 50%低減達成 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減達成	令和 12 (2030)年度 燃費基準 (※)	85%達成	0%		0%		
			75%達成	1%				
			65%達成	2%	0.5%	1%	1%	0.5%
			60%達成		1%			
			55%達成	3%	2%	2%	1%	
	上記以外			3%	2%	2%	2%	
ガソリン ハイブリッドバス (2.5 ト以下) ガソリンバス (2.5 ト以下)	★★★★ 平成 30 年排出ガス 基準 50%低減達成 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減達成	令和2 (2020)年度 燃費基準	+ 5%	0%		—		
		平成 27 (2015)年度 燃費基準	達成車	1%	0.5%			
			+ 15%	2%	1%			
	上記以外			3%	2%			
ガソリン ハイブリッドトラック (2.5 ト以下) ガソリントラック (2.5 ト以下)	★★★★ 平成 30 年排出ガス 基準 50%低減達成 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減達成	平成 27 (2015)年度 燃費基準	+ 25%	0%		0%		
			+ 20%	1%	0.5%	1%	0.5%	
			+ 15%	2%	1%	2%	1%	
	上記以外			3%	2%		2%	
ガソリン ハイブリッドバス (2.5 ト超～ 3.5 ト以下) ガソリンバス (2.5 ト超～ 3.5 ト以下)	★★★★ 平成 30 年排出ガス 基準 50%低減達成 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減達成	平成 27 (2015)年度 燃費基準	+ 15%	0%		—		
			+ 10%	1%	0.5%			
			+ 5%	2%	1%			
	★★★ 平成 30 年排出ガス 基準 25%低減達成 又は 平成 17 年排出ガス 基準 50%低減達成	令和2 (2020)年度 燃費基準	達成車	0%				
		平成 27 (2015)年度 燃費基準	+ 15%	1%	0.5%			
			+ 10%	2%	1%			
	上記以外			3%	2%			

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割		
				自家用	営業用	自家用	営業用	
ディーゼル ハイブリッドバス (2.5 ト超～ 3.5 ト以下)	平成 30 年排出ガス 基準適合 又は 平成 21 年排出ガス 基準 10%低減達成	平成 27 (2015)年度 燃費基準	+15%	0%		—		
			+10%	1%	0.5%			
			+5%	2%	1%			
	ディーゼルバス (2.5 ト超～ 3.5 ト以下)	平成 21 年排出ガス 基準適合	令和2 (2020)年度 燃費基準	達成車	0%			
			平成 27 (2015)年度 燃費基準	+15%	1%			0.5%
			+10%	2%	1%			
		上記以外			3%			2%
ガソリン ハイブリッドトラック (2.5 ト超～ 3.5 ト以下)	★★★★ 平成 30 年排出ガス 基準 50%低減達成 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減達成	平成 27 (2015)年度 燃費基準	+15%	0%				
			+10%	1%	0.5%			
			+5%	2%	1%			
	ガソリントラック (2.5 ト超～ 3.5 ト以下)	★★★ 平成 30 年排出ガス 基準 25%低減達成 又は 平成 17 年排出ガス 基準 50%低減達成	平成 27 (2015)年度 燃費基準	+20%	0%			
				+15%	1%			0.5%
				+10%	2%			1%
		上記以外			3%			2%
ディーゼル ハイブリッドトラック (2.5 ト超～ 3.5 ト以下)	平成 30 年排出ガス 基準適合 又は 平成 21 年排出ガス 基準 10%低減達成	平成 27 (2015)年度 燃費基準	+15%	0%				
			+10%	1%	0.5%			
			+5%	2%	1%			
	ディーゼルトラック (2.5 ト超～ 3.5 ト以下)	平成 21 年排出ガス 基準適合	平成 27 (2015)年度 燃費基準	+20%	0%			
				+15%	1%			0.5%
				+10%	2%			1%
		上記以外			3%			2%
ディーゼルハイブ リッドバス・トラック (3.5 ト超)	平成 28 年排出ガス 基準適合 又は 平成 21 年排出ガス 基準 10%低減達成	平成 27 (2015)年度 燃費基準	+10%	0%				
			+5%	1%	0.5%			
			達成車	2%	1%			
	上記以外			3%	2%			

○ バリアフリー・ＡＳＶ特例（新車新規登録に限る）

対象自動車	控除額	対象期間
ノンステップバス	1,000 万円	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
リフト付きバス（乗車定員 30 人以上の空港バス）	800 万円	
リフト付きバス（乗車定員 30 人以上）	650 万円	
リフト付きバス（乗車定員 30 人未満）	200 万円	
ユニバーサルデザインタクシー	100 万円	
側方衝突警報装置を搭載した 8 ト超のトラック（被けん引車を除く。）	175 万円	

別表 6 自動車税環境性能割の納期及び条例で定める免除及び減免事項

納期	条例で定める免除及び減免事項
申告納付	(減免)
1. 道路運送車両法第 7 条<新規登録>の規定による登録がされる自動車に係る自動車の取得 登録又は届出の時	次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの
2. 道路運送車両法第 13 条<移転登録>の規定による登録を受けるべき自動車の取得 登録を受けるべき事由があった日から 15 日を経過する日	1. 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車の取得
3. その他の自動車の取得 取得の日から 15 日を経過する日	2. 取得した自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得
	3. 身体障害者又は精神障害者等が、自ら運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得
	4. 重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む。）における当該自動車の取得
	5. 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得
	6. 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車の取得
	7. 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車の取得
	8. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得

別表7 自動車税種別割の税率（年税額）（令和5年度）

車 種 別		年 額（円）		自 家 用				営 業 用			
				標準税率		重 課	軽 課	標準税率	重 課	概ね75% 軽 課	概ね50% 軽 課
				令和元年9月以前に新 車新規登録した場合	令和元年10月以降に新 車新規登録した場合						
乗 用 車	電気自動車（燃料電池車を含む）		29,500	25,000			6,500	7,500		2,000	4,000
	総排気量 1 ℓ 以下		29,500	25,000	33,900		6,500	7,500	8,600	2,000	4,000
	1 ℓ 超 ～ 1.5 ℓ 以下	ロータリーエンジンを 原動機とするもの総容積 12ℓ以下	34,500	30,500	39,600		8,000	8,500	9,700	2,500	4,500
	1.5 ℓ 超 ～ 2 ℓ 以下	12ℓ超 3分の4以下	39,500	36,000	45,400		9,000	9,500	10,900	2,500	5,000
	2 ℓ 超 ～ 2.5 ℓ 以下		45,000	43,500	51,700		11,000	13,800	15,800	3,500	7,000
	2.5 ℓ 超 ～ 3 ℓ 以下		51,000	50,000	58,600		12,500	15,700	18,000	4,000	8,000
	3 ℓ 超 ～ 3.5 ℓ 以下		58,000	57,000	66,700		14,500	17,900	20,500	4,500	9,000
	3.5 ℓ 超 ～ 4 ℓ 以下		66,500	65,500	76,400		16,500	20,500	23,500	5,500	10,500
	4 ℓ 超 ～ 4.5 ℓ 以下		76,500	75,500	87,900		19,000	23,600	27,100	6,000	12,000
	4.5 ℓ 超 ～ 6 ℓ 以下		88,000	87,000	101,200		22,000	27,200	31,200	7,000	14,000
	6 ℓ 超		111,000	110,000	127,600		27,500	40,700	46,800	10,500	20,500
ト ラ ック	貨 客 兼 用 車	総排気量 1 ℓ 以下		13,200		14,500	3,300	10,200	11,200	3,000	
		1 ℓ 超		16,700		18,300	4,300	12,700	14,000	3,500	
		1 ℓ 超	1 ℓ 以下	14,300		15,700	3,600	11,200	12,300	3,200	
		1.5 ℓ 超	1.5 ℓ 以下	17,800		19,500	4,600	13,700	15,100	3,700	
		1.5 ℓ 超	1 ℓ 以下	16,000		17,600	4,000	12,800	14,000	3,600	
		1.5 ℓ 超	1 ℓ 以下	19,500		21,400	5,000	15,300	16,800	4,100	
		1.5 ℓ 超	2 ℓ 以下	24,000		26,400	6,000	18,300	20,100	4,600	
		1.5 ℓ 超	2 ℓ 以下								
	最 大 積 載 量	1 t 以下		8,000		8,800	2,000	6,500	7,100	2,000	
		1 t 超 ～ 2 t 以下		11,500		12,600	3,000	9,000	9,900	2,500	
		2 t 超 ～ 3 t 以下		16,000		17,600	4,000	12,000	13,200	3,000	
		3 t 超 ～ 4 t 以下		20,500		22,500	5,500	15,000	16,500	4,000	
		4 t 超 ～ 5 t 以下		25,500		28,000	6,500	18,500	20,300	5,000	
		5 t 超 ～ 6 t 以下		30,000		33,000	7,500	22,000	24,200	5,500	
		6 t 超 ～ 7 t 以下		35,000		38,500	9,000	25,500	28,000	6,500	
		7 t 超 ～ 8 t 以下		40,500		44,500	10,500	29,500	32,400	7,500	
		8 t 超 ～ 9 t 以下		46,800		51,400	12,100	34,200	37,500	8,700	
		9 t 超 ～ 10 t 以下		53,100		58,300	13,700	38,900	42,600	9,900	
		10 t 超 ～ 11 t 以下		59,400		65,200	15,300	43,600	47,700	11,100	
		11 t 超 ～ 12 t 以下		65,700		72,100	16,900	48,300	52,800	12,300	
		12 t 超 ～ 13 t 以下		72,000		79,000	18,500	53,000	57,900	13,500	
		13 t 超 ～ 14 t 以下		78,300		85,900	20,100	57,700	63,000	14,700	
		14 t 超 ～ 15 t 以下		84,600		92,800	21,700	62,400	68,100	15,900	
		15 t 超 ～ 16 t 以下		90,900		99,700	23,300	67,100	73,200	17,100	
	自 用 車	小型自動車であるもの		10,200		11,200	3,000	7,500	8,200	2,000	
		普通自動車であるもの		20,600		22,600	5,500	15,100	16,600	4,000	
		小型自動車であるもの		5,300				3,900			
		普通自動車で最大積載量が8t以下		10,200				7,500			
		普通自動車で最大積載量が8t超		10,200円に8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算				7,500円に8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算			
バ ス	一 般 乗 合 用	乗車定員 30 人以下						12,000		3,000	
		30 人超 ～ 40 人以下						14,500		4,000	
		40 人超 ～ 50 人以下						17,500		4,500	
		50 人超 ～ 60 人以下						20,000		5,000	
		60 人超 ～ 70 人以下						22,500		6,000	
		70 人超 ～ 80 人以下						25,500		6,500	
		80 人超						29,000		7,500	
	そ の 他	乗車定員 30 人以下		33,000		36,300	8,500	26,500	29,100	7,000	
		30 人超 ～ 40 人以下		41,000		45,100	10,500	32,000	35,200	8,000	
		40 人超 ～ 50 人以下		49,000		53,900	12,500	38,000	41,800	9,500	
		50 人超 ～ 60 人以下		57,000		62,700	14,500	44,000	48,400	11,000	
		60 人超 ～ 70 人以下		65,500		72,000	16,500	50,500	55,500	13,000	
		70 人超 ～ 80 人以下		74,000		81,400	18,500	57,000	62,700	14,500	
		80 人超		83,000		91,300	21,000	64,000	70,400	16,000	
特 種 用 途 自 動 車	小 型 三 輪 車		6,000		6,900	1,500		4,500	5,100	1,500	2,500
	霊 き ゅ う 車							10,100	11,600	3,000	
	小 型 三 輪 車		6,000		6,900	1,500		4,500	5,100	1,500	
	小 型 四 輪 車		13,200		14,500	3,300		10,200	11,200	3,000	
	普 通 自 動 車		18,400		21,100	5,000		13,500	15,500	3,500	
	キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量 1 ℓ 以下		23,600	20,000	27,100	5,000				
		1 ℓ 超 ～ 1.5 ℓ 以下		27,600	24,400	31,700	6,500				
		1.5 ℓ 超 ～ 2 ℓ 以下		31,600	28,800	36,300	7,500				
		2 ℓ 超 ～ 2.5 ℓ 以下		36,000	34,800	41,400	9,000				
		2.5 ℓ 超 ～ 3 ℓ 以下		40,800	40,000	46,900	10,000				
		3 ℓ 超 ～ 3.5 ℓ 以下		46,400	45,600	53,300	11,500				
		3.5 ℓ 超 ～ 4 ℓ 以下		53,200	52,400	61,100	13,500				
		4 ℓ 超 ～ 4.5 ℓ 以下		61,200	60,400	70,300	15,500				
		4.5 ℓ 超 ～ 6 ℓ 以下		70,400	69,600	80,900	17,500				
		6 ℓ 超		88,800	88,000	102,100	22,000				

○ 自動車税種別割のグリーン化税制

1. 自動車税種別割の軽減

令和 4（2022）年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		営業用乗用車	その他
電気自動車（燃料電池車を含む）		全額免除 （※ 1）	
プラグインハイブリッド自動車			
天然ガス自動車 （平成 21（2009）年排出ガス基準 10%以上低減達成又は平成 30（2018）年排出ガス基準適合）		概ね 75%軽減 （※ 2）	
ガソリン自動車・LPG自動車 （平成 30（2018）年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17（2005）年排出ガス基準 75%低減達成）	令和 12（2030）年度 燃費基準 90%達成	概ね 75%軽減 （※ 2）	対象外
	令和 12（2030）年度 燃費基準 70%達成	概ね 50%軽減 （※ 2）	
クリーンディーゼル自動車 （平成 21（2009）年排出ガス基準適合又は平成 30（2018）年排出ガス基準適合）			

※ 1 電気自動車（燃料電池車を含む）・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度。

平成 30（2018）年度から令和 6（2024）年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から 5 年度分が全額免除となる。（平成 29（2017）年度に新車新規登録を受けたものは、令和 5（2023）年度からは免除期間終了に伴い標準税率での課税となる。）

※ 2 令和 5（2023）年度に限る。

2. 自動車税種別割の重課

令和 5（2023）年 4 月 1 日現在において一定の自動車（※）を除き、初度登録年月日から 13 年を経過したガソリン車・LPG車、11 年を経過したディーゼル車は、概ね税額が 15%（バス・トラックは概ね 10%）上乘せされる。

※ 一般乗合用バス、被けん引車、低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車）

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期		税率が重くなる年度
ガソリン車・LPG車 （新車新規登録から 13 年を超えるもの）	平成 21（2009）年 3 月以前	すでに開始
	平成 21（2009）年 4 月～平成 22（2010）年 3 月	令和 5（2023）年度以降
ディーゼル車 （新車新規登録から 11 年を超えるもの）	平成 23（2011）年 3 月以前	すでに開始
	平成 23（2011）年 4 月～平成 24（2012）年 3 月	令和 5（2023）年度以降

別表 8 自動車税種別割の税率（年税額）（令和4年度）

車 種 別		年 額（円）		自 家 用				営 業 用			
				標準税率		重 課	軽 課	標準税率	重 課	概ね75% 軽 課	概ね50% 軽 課
				令和元年9月以前に新車新規登録した場合	令和元年10月以降に新車新規登録した場合						
乗 用 車	電気自動車（燃料電池車を含む）		29,500	25,000			6,500	7,500		2,000	4,000
	総排気量 1 ℓ以下		29,500	25,000	33,900	6,500	7,500	8,600	2,000	4,000	
	〃 1 ℓ超～ 1.5 ℓ以下	ロータリーエンジンを 原動機とするもの総容積 1ℓ以下	34,500	30,500	39,600	8,000	8,500	9,700	2,500	4,500	
	〃 1.5 ℓ超～ 2 ℓ以下	〃 1ℓ超 3分の4ℓ以下	39,500	36,000	45,400	9,000	9,500	10,900	2,500	5,000	
	〃 2 ℓ超～2.5 ℓ以下		45,000	43,500	51,700	11,000	13,800	15,800	3,500	7,000	
	〃 2.5 ℓ超～3 ℓ以下		51,000	50,000	58,600	12,500	15,700	18,000	4,000	8,000	
	〃 3 ℓ超～3.5 ℓ以下		58,000	57,000	66,700	14,500	17,900	20,500	4,500	9,000	
	〃 3.5 ℓ超～4 ℓ以下		66,500	65,500	76,400	16,500	20,500	23,500	5,500	10,500	
	〃 4 ℓ超～4.5 ℓ以下		76,500	75,500	87,900	19,000	23,600	27,100	6,000	12,000	
	〃 4.5 ℓ超～6 ℓ以下		88,000	87,000	101,200	22,000	27,200	31,200	7,000	14,000	
	〃 6 ℓ超		111,000	110,000	127,600	27,500	40,700	46,800	10,500	20,500	
ト ラ ック	総排気量 1 ℓ以下	最大積載量 1 t以下	13,200		14,500	3,300	10,200	11,200	3,000		
	〃 1 ℓ以下	〃 1 t超 2 t以下	16,700		18,300	4,300	12,700	14,000	3,500		
	〃 1 ℓ超 1.5 ℓ以下	〃 1 t以下 ロータリーエンジンを原動機とする もの総容積3分の2ℓ以下	14,300		15,700	3,600	11,200	12,300	3,200		
	〃 1.5 ℓ以下	〃 1 t超 2 t以下	17,800		19,500	4,600	13,700	15,100	3,700		
	〃 1.5 ℓ超	〃 1 t以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの総容積1ℓ超	16,000		17,600	4,000	12,800	14,000	3,600		
	〃 1.5 ℓ超	〃 1 t超 2 t以下	19,500		21,400	5,000	15,300	16,800	4,100		
	〃 1.5 ℓ超	〃 2 t超 3 t以下	24,000		26,400	6,000	18,300	20,100	4,600		
	最大積載量 1 t以下		8,000		8,800	2,000	6,500	7,100	2,000		
	〃 1 t超～2 t以下		11,500		12,600	3,000	9,000	9,900	2,500		
	〃 2 t超～3 t以下		16,000		17,600	4,000	12,000	13,200	3,000		
	〃 3 t超～4 t以下		20,500		22,500	5,500	15,000	16,500	4,000		
	〃 4 t超～5 t以下		25,500		28,000	6,500	18,500	20,300	5,000		
	〃 5 t超～6 t以下		30,000		33,000	7,500	22,000	24,200	5,500		
	〃 6 t超～7 t以下		35,000		38,500	9,000	25,500	28,000	6,500		
	〃 7 t超～8 t以下		40,500		44,500	10,500	29,500	32,400	7,500		
	〃 8 t超～9 t以下		46,800		51,400	12,100	34,200	37,500	8,700		
	〃 9 t超～10 t以下		53,100		58,300	13,700	38,900	42,600	9,900		
	〃 10 t超～11 t以下		59,400		65,200	15,300	43,600	47,700	11,100		
	〃 11 t超～12 t以下		65,700		72,100	16,900	48,300	52,800	12,300		
	〃 12 t超～13 t以下		72,000		79,000	18,500	53,000	57,900	13,500		
	〃 13 t超～14 t以下		78,300		85,900	20,100	57,700	63,000	14,700		
	〃 14 t超～15 t以下		84,600		92,800	21,700	62,400	68,100	15,900		
	〃 15 t超～16 t以下		90,900		99,700	23,300	67,100	73,200	17,100		
	小型自動車であるもの		10,200		11,200	3,000	7,500	8,200	2,000		
	普通自動車であるもの		20,600		22,600	5,500	15,100	16,600	4,000		
	小型自動車であるもの		5,300				3,900				
	普通自動車で最大積載量が8t以下		10,200				7,500				
	普通自動車で最大積載量が8t超		10,200円に8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算				7,500円に8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算				
バ ス	乗車定員 30 人以下						12,000		3,000		
	〃 30 人超～40 人以下						14,500		4,000		
	〃 40 人超～50 人以下						17,500		4,500		
	〃 50 人超～60 人以下						20,000		5,000		
	〃 60 人超～70 人以下						22,500		6,000		
	〃 70 人超～80 人以下						25,500		6,500		
	〃 80 人超						29,000		7,500		
	乗車定員 30 人以下		33,000		36,300	8,500	26,500	29,100	7,000		
	〃 30 人超～40 人以下		41,000		45,100	10,500	32,000	35,200	8,000		
	〃 40 人超～50 人以下		49,000		53,900	12,500	38,000	41,800	9,500		
	〃 50 人超～60 人以下		57,000		62,700	14,500	44,000	48,400	11,000		
	〃 60 人超～70 人以下		65,500		72,000	16,500	50,500	55,500	13,000		
	〃 70 人超～80 人以下		74,000		81,400	18,500	57,000	62,700	14,500		
	〃 80 人超		83,000		91,300	21,000	64,000	70,400	16,000		
特 種 用 途 自 動 車	小型三輪車		6,000		6,900	1,500	4,500	5,100	1,500		
	霊きゆう車						10,100	11,600	3,000		
	小型三輪車		6,000		6,900	1,500	4,500	5,100	1,500		
	小型四輪車		13,200		14,500	3,300	10,200	11,200	3,000		
	普通自動車		18,400		21,100	5,000	13,500	15,500	3,500		
	総排気量 1 ℓ以下		23,600	20,000	27,100	5,000					
	〃 1 ℓ超～1.5 ℓ以下		27,600	24,400	31,700	6,500					
	〃 1.5 ℓ超～2 ℓ以下		31,600	28,800	36,300	7,500					
	〃 2 ℓ超～2.5 ℓ以下		36,000	34,800	41,400	9,000					
	〃 2.5 ℓ超～3 ℓ以下		40,800	40,000	46,900	10,000					
	〃 3 ℓ超～3.5 ℓ以下		46,400	45,600	53,300	11,500					
	〃 3.5 ℓ超～4 ℓ以下		53,200	52,400	61,100	13,500					
	〃 4 ℓ超～4.5 ℓ以下		61,200	60,400	70,300	15,500					
	〃 4.5 ℓ超～6 ℓ以下		70,400	69,600	80,900	17,500					
	〃 6 ℓ超		88,800	88,000	102,100	22,000					

○ 自動車税種別割のグリーン化税制

1. 自動車税種別割の軽減

令和 3（2021）年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		営業用乗用車	その他
電気自動車（燃料電池車を含む）		全額免除 （※１）	
プラグインハイブリッド自動車			
天然ガス自動車 （平成 21（2009）年排出ガス基準 10%以上低減達成又は平成 30（2018）年排出ガス基準適合）		概ね 75%軽減 （※２）	
ガソリン自動車・LPG自動車 （平成 30（2018）年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17（2005）年排出ガス基準 75%低減達成）	令和 12（2030）年度 燃費基準 90%達成	概ね 75%軽減 （※２）	対象外
	令和 12（2030）年度 燃費基準 70%達成	概ね 50%軽減 （※２）	
クリーンディーゼル自動車 （平成 21（2009）年排出ガス基準適合又は平成 30（2018）年排出ガス基準適合）			

※1 電気自動車（燃料電池車を含む）・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度。

平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から 5 年度分が全額免除となる。（平成 28（2016）年度に新車新規登録を受けたものは、令和 4（2022）年度からは免除期間終了に伴い標準税率での課税となる。）

※2 令和 4（2022）年度に限る。

2. 自動車税種別割の重課

令和 4（2022）年 4 月 1 日現在において一定の自動車（※）を除き、初度登録年月日から 13 年を経過したガソリン車・LPG車、11 年を経過したディーゼル車は、概ね税額が 15%（バス・トラックは概ね 10%）上乘せされる。

※ 一般乗合用バス、被けん引車、低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車）

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期		税率が重くなる年度
ガソリン車・LPG車 （新車新規登録から 13 年を超えるもの）	平成 20（2008）年 3 月以前	すでに開始
	平成 20（2008）年 4 月～平成 21（2009）年 3 月	令和 4（2022）年度以降
ディーゼル車 （新車新規登録から 11 年を超えるもの）	平成 22（2010）年 3 月以前	すでに開始
	平成 22（2010）年 4 月～平成 23（2011）年 3 月	令和 4（2022）年度以降

別表 9 自動車税種別割の納期及び条例で定める免除及び減免事項

納期	条例で定める免除及び減免事項
1. 賦課期日 4月1日 2. 納 期 5月1日～5月31日 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録を賦課期日後翌年2月末日までの間に申請をしたとき 登録の申請をした日	(免除) 1. 商品であって使用しない自動車 2. 消防自動車及び救急自動車 3. 専ら公益の用に直接供する自動車で知事の認めるもの 4. 平成30年度から令和6年度までの間に新車新規登録を受けた電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 (減免) 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認めるもの 2. 身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車で、当該身体障害者又は精神障害者等が運転するもののうち、知事が必要と認めるもの 3. 重度身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、知事が必要と認めるもの 4. 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車で、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転するもののうち、知事が必要と認めるもの （2～4については、いずれも障害者1人につき1台に限る。） 5. 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの 6. 中古自動車販売業者が賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの

別表 10 狩猟税の税率

1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの	16,500 円
2. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	11,000 円
3. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの	8,200 円
4. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	5,500 円
5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500 円
6. 狩猟者登録を申請した日前 1 年以内に、愛知県内の区域において鳥獣による生活環境、農林水産又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護法に基づく許可捕獲等に従事した者	
平成 27（2015）年 4 月 1 日から令和 6（2024）年 3 月 31 日までの登録	
（1）1 の税率の者	8,200 円
（2）2 の税率の者	5,500 円
（3）3 の税率の者	4,100 円
（4）4 の税率の者	2,700 円
（5）5 の税率の者	2,700 円

2 税制改正

税 目	主 な 改 正 事 項																												
不動産取得税	○ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充等 ・ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域において、認定事業により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。 1 都市再生特別措置法施行令の改正を前提に、特別区以外の事業区域面積の要件を0.5ha以上（現行：原則1ha以上）に引き下げる。 2 対象となる民間都市再生事業計画の認定要件のうち、複合用途要件について都市の競争力強化に資する一定の機能を追加する。																												
自動車税 環境性能割	○ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長 ・ 側方衝突警報装置を装備した自動車（新車に限る）に係る課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。 <table><tr><th colspan="2">対象自動車 (新車のみ)</th><th>自動車の取得期間</th><th>控除額 (取得価額から)</th></tr><tr><td>・ 側方衝突警報装置 ・ 歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備した</td><td>・ 8t^超のトラック (被けん引車を除く)</td><td>令和5年4月1日 ～令和6年4月30日</td><td>350万円控除</td></tr><tr><td>・ 側方衝突警報装置を装備した</td><td>・ 8t^超のトラック (被けん引車を除く)</td><td>令和5年4月1日 ～令和6年4月30日</td><td>175万円控除</td></tr><tr><td>・ 歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備した</td><td>・ バス等 ・ 3.5t^超のトラック (被けん引車を除く)</td><td>令和5年4月1日 ～令和7年3月31日</td><td>175万円控除</td></tr></table> ※「バス等」とは、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）をいう。 ・ 都道府県の条例で定める路線の運航の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を2年延長する。 ・ 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る）に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 ○ 税率区分の見直し ・ 環境性能に応じた税率の適用区分について、次の見直しを行う。 《適用区分》 自家用自動車：非課税、1％、2％ 営業用自動車：非課税、0.5％、1％ ※ 適用のないものの税率は、自家用が3％、営業用が2％となる。 1 自家用乗用車 令和12年度燃費基準の達成の程度による要件を次のとおりとする。 (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。) <table><tr><td>令和5年12月31日まで</td><td>令和6年1月1日以降</td><td>令和7年4月1日以降</td></tr><tr><td>85％以上であるもの</td><td>同左</td><td>95％以上であるもの</td></tr><tr><td>75％以上であるもの</td><td>80％以上であるもの</td><td>85％以上であるもの</td></tr><tr><td>60％以上であるもの</td><td>70％以上であるもの</td><td>75％以上であるもの</td></tr></table>	対象自動車 (新車のみ)		自動車の取得期間	控除額 (取得価額から)	・ 側方衝突警報装置 ・ 歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備した	・ 8t ^超 のトラック (被けん引車を除く)	令和5年4月1日 ～令和6年4月30日	350万円控除	・ 側方衝突警報装置を装備した	・ 8t ^超 のトラック (被けん引車を除く)	令和5年4月1日 ～令和6年4月30日	175万円控除	・ 歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備した	・ バス等 ・ 3.5t ^超 のトラック (被けん引車を除く)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	175万円控除	令和5年12月31日まで	令和6年1月1日以降	令和7年4月1日以降	85％以上であるもの	同左	95％以上であるもの	75％以上であるもの	80％以上であるもの	85％以上であるもの	60％以上であるもの	70％以上であるもの	75％以上であるもの
対象自動車 (新車のみ)		自動車の取得期間	控除額 (取得価額から)																										
・ 側方衝突警報装置 ・ 歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備した	・ 8t ^超 のトラック (被けん引車を除く)	令和5年4月1日 ～令和6年4月30日	350万円控除																										
・ 側方衝突警報装置を装備した	・ 8t ^超 のトラック (被けん引車を除く)	令和5年4月1日 ～令和6年4月30日	175万円控除																										
・ 歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備した	・ バス等 ・ 3.5t ^超 のトラック (被けん引車を除く)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	175万円控除																										
令和5年12月31日まで	令和6年1月1日以降	令和7年4月1日以降																											
85％以上であるもの	同左	95％以上であるもの																											
75％以上であるもの	80％以上であるもの	85％以上であるもの																											
60％以上であるもの	70％以上であるもの	75％以上であるもの																											

2 営業用乗用車

令和12年度燃費基準の達成の程度による要件を次のとおりとする。
(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)

令和5年12月31日まで	令和6年1月1日以降	令和7年4月1日以降
75%以上であるもの	80%以上であるもの	90%以上であるもの
65%以上であるもの	70%以上であるもの	80%以上であるもの
60%以上であるもの	同左	70%以上であるもの

3 バス (3.5ト以下のもので、令和6年1月1日以降に取得したものに限り、令和2年度燃費基準の達成の程度により、税率を次のとおりとする。)

排出ガス要件	燃費基準	自家用税率	営業用税率
①平成30年排出ガス基準50%以上低減 又は 平成17年排出ガス基準75%以上低減 のガソリン自動車	105%以上達成	非課税	非課税
	100%達成	1%	0.5%
	その他	3%	2%
②平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準10%以上低減 の軽油自動車	110%以上達成	非課税	非課税
	105%以上達成	1%	0.5%
	100%達成	2%	1%
	その他	3%	2%

4 トラック (2.5ト以下のもので、)

燃費基準の達成の程度による要件を次のとおりとする。

令和5年12月31日まで	令和6年1月1日以降
平成27年度燃費基準を125%以上達成のもの	令和4年度燃費基準を105%以上達成のもの
平成27年度燃費基準を120%以上達成のもの	令和4年度燃費基準を達成のもの
平成27年度燃費基準を115%以上達成のもの	令和4年度燃費基準を95%以上達成のもの

5 トラック (2.5ト超で3.5ト以下のもので、)

燃費基準の達成の程度による要件を次のとおりとする。

令和5年12月31日まで	令和6年1月1日以降
平成27年度燃費基準を120%以上達成のもの	令和4年度燃費基準を105%以上達成のもの
平成27年度燃費基準を115%以上達成のもの	令和4年度燃費基準を達成のもの
平成27年度燃費基準を110%以上達成のもの	令和4年度燃費基準を95%以上達成のもの
平成27年度燃費基準を105%以上達成のもの	—

6 バス・トラック（3.5t^{以上}超のもの。）

燃費基準の達成の程度による要件を次のとおりとする。

令和5年12月31日まで	令和6年1月1日以降	令和7年4月1日以降
平成27年度燃費基準を110%以上達成のもの	平成27年度燃費基準を115%以上達成のもの	令和7年度燃費基準を105%以上達成のもの
平成27年度燃費基準を105%以上達成のもの	平成27年度燃費基準を110%以上達成のもの	令和7年度燃費基準を達成のもの
平成27年度燃費基準を達成のもの	平成27年度燃費基準を105%以上達成のもの	令和7年度燃費基準を95%以上達成のもの

- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得した軽油自動車（乗用車に限る。）のうち、平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているものを非課税とする措置の適用期限を9月延長する。

